

避難指示等の判断・伝達マニュアル



平成21年3月作成
平成27年3月変更
令和 3年5月変更
令和 4年4月変更

岐阜県垂井町

避難指示等の判断・伝達マニュアル

はじめに	1
------------	---

第1編 水害

1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所	5
2. 避難すべき区域	6
3. 地域の情報収集方法	7
4. 避難指示等の発令の判断基準	8
5. 避難指示等の伝達方法	11

第2編 土砂災害

1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所	15
2. 避難すべき区域	18
3. 地域の情報収集方法	19
4. 避難指示等の発令の判断基準	19
5. 避難指示等の伝達方法	21

資 料

1. 連絡先一覧表	22
2. 大雨時に活用できる主な情報について	27

参考図面

- ・ 別図-1 重要水防箇所 位置図
- ・ 別図-2 浸水想定区域図(破堤・越水はん濫)
- ・ 別図-3 内水はん濫に対する警戒・避難すべき区域図
- ・ 別表-1 土砂災害警戒区域一覧表
- ・ 別図-4 土砂災害(特別)警戒区域図
- ・ 別図-5 メッシュ図
- ・ 別図-6 土砂災害ハザードマップ

はじめに

平成20年の8月末から9月のはじめにかけて東海地区を襲った局地的豪雨では、以下のことが課題としてあげられている。

- ・ 旧避難勧告等（旧避難準備（要配慮者避難）情報、旧避難勧告及び旧避難指示を総称する。）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できていないこと。
- ・ 住民への迅速確実な伝達が難しいこと。
- ・ 旧避難勧告等が伝わっても住民が避難しないこと。

これらには次のような様々な要因が考えられる。

町としては、

- ・ 旧避難勧告等の意味合い（旧避難勧告と旧避難指示の区別等）が不明確であること。
- ・ 具体的な基準がないために判断できないこと。
- ・ 災害の要因である自然現象や堤防等の施設の状況の変化とその時点での状態が十分に把握できていないこと、あるいは、それらが伝わっていないこと。
- ・ 確実性のない段階での判断に限界があること等

住民側からは、

- ・ 旧避難勧告等が伝わってもどのように行動していいかわからないこと。
- ・ 住民が自らの危険性を認識できないこと。
- ・ 切迫性のない段階での行動に限界があること等

さらに、近年の特徴として、高齢者等の要配慮者が被災者となることが問題となっているとともに、避難途中に被災している人が多いのも事実である。

こうした背景から、垂井町では、適切な避難指示等（高齢者等避難、避難指示等）の発令により、住民の迅速・円滑な避難を実現するため、有識者や住民の皆さまのご意見をお伺いしながら、国や県の災害関係部局や関係機関と連携し「避難指示等の判断・伝達」に関する検討を行い、本マニュアルをとりまとめた。

本マニュアルは、現時点での知見に基づき避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令するべきか等の判断基準、さらには地域の情報収集方法や避難指示等の伝達方法に関し定めたものであり、今後の河川に関する情報体制の整備進捗、実際の避難行動等からの反省や、新たな知見等に基づき、適切な時期に見直すものとする。

なお、本マニュアルは、平成26年9月に改定された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成17年3月策定）を踏まえつつ、その後の各種防災情報の改善（洪水予報と水位のレベル化、土砂災害警戒情報の提供開始、気象庁が平成22年出水期から予定している市町村を対象とした警報・注意報等）を加味して策定している。

本マニュアルの構成

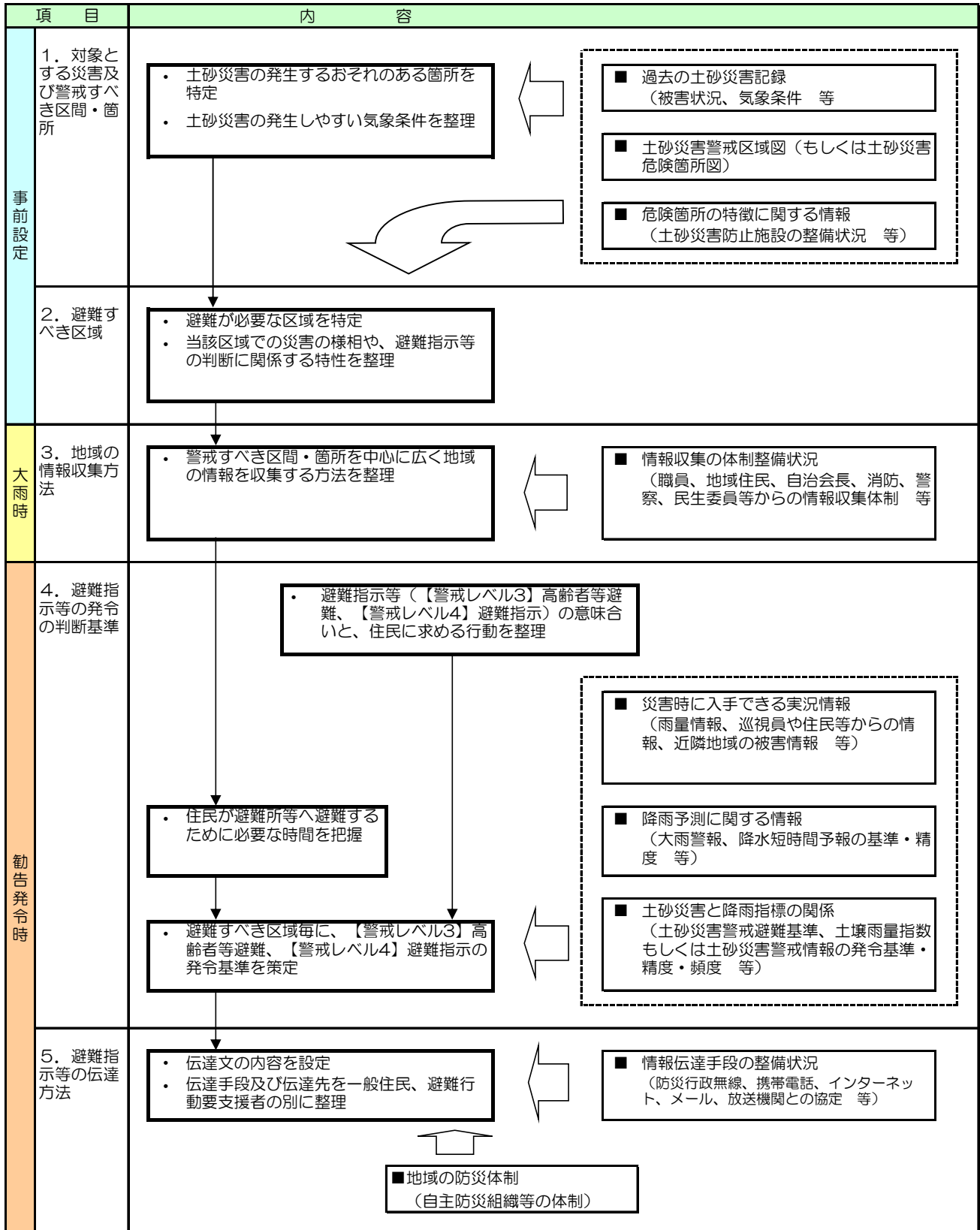
住民が適切な避難行動を起こすには、避難が必要な住民に対し、避難指示等の内容についてできる限り具体的に、かつ避難のための時間的余裕を持って伝えることが重要である。

それには、予め、避難が必要な区域を特定し、区域毎に勧告等を発令する基準を定めておくことや、情報を迅速に収集し、勧告等発令後は速やかに住民に伝達する体制を定めておくことが重要であることから、本マニュアルでは、避難指示等の発令・伝達に当たってのポイントを以下のように整理した。

[水害編]

項目	内容
事前設定	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> 住民が避難行動を取る必要のある河川と区間を特定 対象とする河川の特徴を整理 </div> <div style="width: 45%; border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 過去の浸水実績 (浸水実績図、水害時の航空写真、過去の洪水時の気象・水文資料 等) 浸水想定 (浸水想定区域図、内水浸水シミュレーション結果 等) 河川の特徴に関する情報 (堤防の整備状況、流下能力図、重要水防箇所、排水機場・水門の状況 等) </div> </div>
2. 避難すべき区域	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> 避難が必要な区域を特定 当該区域での災害の様相や、避難指示等の判断に関する特徴を整理 </div> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> 人的被害の危険性に関する情報 (氾濫流の到達時間、氾濫流の速度、避難が困難になる水深、家屋が損壊する恐れのある区域 等) </div> </div>
大雨時	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> 警戒すべき区間・箇所を中心に広く地域の情報を収集する方法を整理 </div> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> 情報収集の体制整備状況 (職員、地域住民、自治会長、消防、警察、民生委員等からの情報収集体制 等) </div> </div>
4. 避難指示等の発令の判断基準	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> 避難指示等(【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示)避難の意味合いと、住民に求める行動を整理 </div> <div style="width: 45%; border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に入手できる実況情報 (水位・雨量情報、ポンプの稼働状況、堤防の変状、浸水情報、水防団からの情報、上流自治体の被害状況 等) 洪水予報に関する情報 (洪水予報の実施要領、洪水警報発表基準・精度・頻度 等) </div> </div>
5. 避難指示等の伝達方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> 伝達文の内容を設定 伝達手段及び伝達先を一般住民、避難行動要支援者の別に整理 </div> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> 情報伝達手段の整備状況 (防災行政無線、携帯電話、インターネット、メール、放送機関との協定 等) </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 地域の防災体制 (自主防災組織等の体制) </div>

【土砂災害編】



第1編 水害

水害とは、水によっておこされる災害のことで、外水氾濫も内水氾濫も水害とよばれている。

具体的には、堤防を有さない河川では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域や浸水深が増加する現象及び、堤防を有する河川で破堤した場合、一般に泥土を多量に含んだ相当量の氾濫水が高流速で流れ出すため、浸水深や浸水域も一気に増加する現象を「外水氾濫」という。降雨量に対して小河川や下水道等の処理能力が追いつかない場合に発生する現象を「内水氾濫」という。

1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

垂井町においては、水防法に基づき洪水により市民経済上重要な損害または相当な損害を生ずるおそれがあるものについて、知事が「水位周知河川」を指定している。

それらの河川について、過去の災害実績などを踏まえ、当該河川の特性、特に注意を要する区間などを以下に整理した。

■泥川破堤・越水はん濫

1)警戒すべき区間

- ・垂井町泥川上橋から相川合流点まで

2)泥川の特性

- ・室原新橋観測所における避難判断水位（7.1m）は伝達及び避難時間を想定し、堤防天端高又は堤内地の地盤高からリードタイム（避難時間等）を考慮して設定している。
- ・降雨後自己流が流下した後で、下流からの背水により河道水位が上昇し、垂井町と養老町の行政境や幸瀬古地区付近で浸水が始まる。

3)施設の整備状況等

- ・泥川の自己流における治水安全度は、上流の一部を除き、概ね1/20となっている。
- ・下流からの背水防止を目的に、平成20年に「泥川逆水防止樋門」が建設された。

4)特に注意を要する区間

危険箇所

右岸 垂井町栗原（幸瀬古）地区

・重要水防箇所

垂井町には無し。

※参考

右岸 養老町住吉用水堰から養老橋（漏水・堤防高不足）

左岸 大垣市十六町（漏水・堤防高不足）

■内水はん濫等

1)警戒すべき箇所

- ・垂井地区：神田1、駅前、駅新、東2の1
- ・東地区：綾戸1、綾戸2、綾戸3

2)内水はん濫等の特徴

- ・豪雨時等による地表水の増加に排水が追いつかず、道路側溝、用排水溝などが溢れてはん濫したり、河川が増水し水位が上昇することにより、河川への自然な排水が困難となり、堤内地の用排水溝などが溢れてはん濫するもの。

図 警戒すべき区域（水害）

- ・重要水防箇所 位置図 別図-1
- ・浸水想定区域図（破堤・越水はん濫） 別図-2
- ・内水はん濫に対する警戒・避難すべき区域図 別図-3

2. 避難すべき区域

避難指示等の対象となる「避難すべき区域」は下表のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等に対して相互に情報交換すること。（連絡先は資料1「連絡先一覧表「関係機関連絡先」参照）
- ・ 「避難すべき区域」は、過去の浸水実績や浸水想定などを踏まえて作成したもので、想定を上回る降雨の発生など不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。
- ・ 「避難すべき区域」作成の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る水害が発生する可能性があることや、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

表1) 避難すべき区域（水害）

■ 泥川破堤・越水はん濫

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm 程度以上	(右岸) 栗原(境野、幸瀬古、東瀬古)、 (左岸) 表佐	床上浸水	

■ 内水はん濫等

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm 程度以上	(垂井地区) 神田1、御所、駅前、駅新、東2の1 (東地区) 綾戸1、綾戸2、綾戸3 (宮代地区) 神明	床上浸水	

☒ 避難すべき区域（水害）

- ・ 警戒すべき区域（水害）と同じ

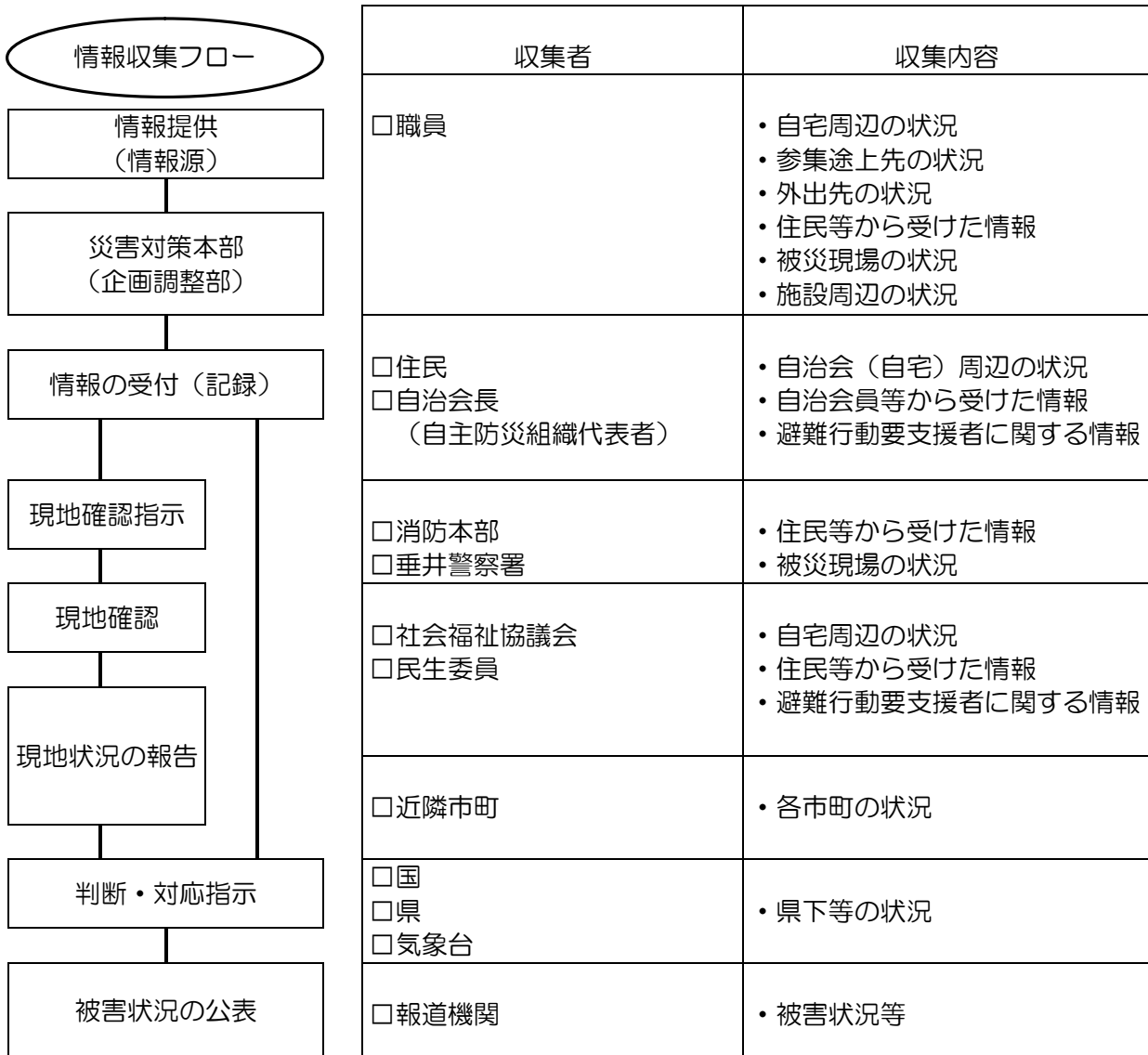
3. 地域の情報収集方法

1) 情報収集フロー等

地域の情報収集方法は、次のとおりとする。

なお、情報収集は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

図1) 情報収集フロー



2) 情報収集時の留意事項

収集した情報については、適正に取り扱うものとし、受信日時、場所、情報提供者名、連絡先、受信者名など所定の様式に正確かつ詳細に記録するものとする。

なお、大雨時に利用できる気象等に関する情報については、別添資料2を参照すること。

4. 避難指示等の発令の判断基準

避難指示等の標準的な意味合いについては、下表のとおりである。

表2) 避難指示等の標準的な意味合い

	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、立退き避難準備を整えるとともに、防災気象情報等に注意を払い自発的に避難を開始
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれが高い状況 災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況 	<ul style="list-style-type: none"> 居住者は危険な場所から全員避難する 具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とする
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生又は切迫している状況 	<ul style="list-style-type: none"> 居住者は命の危険があることから直ちに安全確保する

避難指示等の発令の判断基準は次頁以降のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等と、相互に情報交換すること。なお、連絡先は資料1「連絡先一覧表「関係機関連絡先」参照。
- 関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、地域とも連携して広域的な状況把握に努めること。
- 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、洪水の危険度を表したメッシュ情報（別添資料2参照）、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて、総合的な判断を行うこと。
- 同一の災害で同一のタイミングで発令される避難指示等であっても、災害の原因となる現象が発生している地区からの距離や地理的状況により、異なる種別の避難指示等を発令することが適切な場合もあることに留意すること。
例えば、河川の増水により破堤の可能性が高まった段階において、堤防の近傍のため、破堤した場合に短時間で家屋が流失するおそれがある地区には、直ちに避難行動の完了を求める避難指示を、その周辺で浸水のおそれがある地区には、避難所への避難行動開始を求める避難勧告を発令することが想定される。
- 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切でなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することに留意すること。

■ 泥川破堤・越水はん濫

避難指示等は、以下のいずれかの基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

表3) 避難指示等の判断基準（泥川破堤・越水はん濫）

河川名	泥川 水位観測所 室原新橋地点
対象地区	(左岸) 表佐 (右岸) 栗原(境野、幸瀬古、東瀬古)、宮代(境野)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	①～②のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難情報を発令するものとする。 ① 室原新橋水位観測所の水位が避難判断水位である7.1mに到達した場合 ② 漏水等が発見された場合
【警戒レベル4】 避難指示	①～②のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 ① 室原新橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である7.6mに到達した場合 ② 異常な漏水等の発生や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	室原新橋水位観測所の水位がはん濫開始相当水位に到達した場合

情報の共有先 泥川はん濫警戒情報：岐阜県大垣土木事務所施設管理課
 泥川の水位：岐阜県川の防災情報
 岐阜地域の気象情報：岐阜地方気象台技術課
 ※ 連絡先は資料1)連絡先一覧表「関係機関連絡先」参照

避難指示等を発令する主な区間ごとの対象地域を以下に示す。

表4) 区間ごとの発令対象地域（泥川破堤・越水はん濫）

対象地域	水位観測所		泥川左岸 泥川上橋～ 泥川橋	泥川右岸 泥川中橋～ 泥川橋
	室原新橋観測所			
境野				○
幸瀬古				○
東瀬古				○
表佐			○	

■内水はん濫等

避難指示等は、以下のいずれかの基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

表5) 避難指示等の判断基準（内水はん濫等）

河川名	相川 水位観測所 御幸橋地点（参考）
対象地区	垂井地区、東地区、宮代地区
【警戒レベル3】 高齢者等避難	① 避難を伴うような浸水になると予想される場合 ② 当町に大雨警報（浸水害）が発表された場合 ③ 道路冠水になると予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	① 安全のため早めの避難を促す場合 ② 大雨警報（浸水害）が発表され、浸水被害になると予想される場合

情報の共有先 前記「泥川破堤・越水はん濫」に同じ

避難指示等を発令する主な区間ごとの対象地域を以下に示す。

表6) 区間ごとの発令対象地域（内水はん濫等）

対象地域	水位観測所（参考）		相川左岸 御幸橋～ 相川橋	相川右岸 御幸橋～ 相川橋
	御幸橋観測所			
神田1				○
駅前				○
駅新				○
東2の1			○	
綾戸1			○	
綾戸2			○	
綾戸3			○	

5. 避難指示等の伝達方法

1) 避難指示等の伝達先・伝達方法

避難指示等の伝達先及び伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

表7) 避難指示等の伝達先・伝達方法

伝 達 先	伝 達 方 法
(住 民)	
<input type="checkbox"/> 住民	<ul style="list-style-type: none"> • 防災行政無線(同報系、※戸別受信機) • インターネット(町ホームページ、町防災アプリ、町LINE等) • 広報車、消防車 • テレビ、ラジオ
<input type="checkbox"/> 自治会長(自主防災組織代表者)	<ul style="list-style-type: none"> • 電話、ファクシミリ
(防災関係機関)	
<input type="checkbox"/> 県西濃県事務所防災振興課(防災担当) →県危機管理部防災課 <input type="checkbox"/> 不破消防組合(消防団) <input type="checkbox"/> 岐阜地方気象台 <input type="checkbox"/> 陸上自衛隊第35普通科連隊 <input type="checkbox"/> 垂井警察署(警備課) <input type="checkbox"/> 郵便局(株) <input type="checkbox"/> 西日本電信電話(株)岐阜支店 <input type="checkbox"/> 中部電力パワーグリッド(株)大垣営業所 <input type="checkbox"/> 東海旅客鉄道(株)大垣駅 <input type="checkbox"/> 報道機関	<ul style="list-style-type: none"> • 電話、ファクシミリ • 県被害情報集約システム
(医療・福祉関係機関)	
<input type="checkbox"/> 不破郡医師会 <input type="checkbox"/> (社)県歯科医師会支部大垣歯科医師会 <input type="checkbox"/> 日本赤十字社岐阜県支部垂井分区 <input type="checkbox"/> 町社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> 民生委員 <input type="checkbox"/> その他福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> • 電話、ファクシミリ
(町機関)	
<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 町議会議員(議会事務局) <input type="checkbox"/> 町教育委員会(学校教育課) <input type="checkbox"/> こども園(子育て推進課)	<ul style="list-style-type: none"> • 庁内放送 • 電話、ファクシミリ、メール

※「戸別受信機」(設置予定)

2) 避難行動要支援者への伝達方法

災害発生時において、必要な情報を迅速かつ正確に把握し、適切な行動や判断などを行うことが困難な避難行動要支援者に対する情報の伝達方法は、次のとおりとする。

① 避難行動要支援者台帳の整備

災害時での円滑な避難誘導等を目的に、避難行動要支援者台帳の整備に努める。

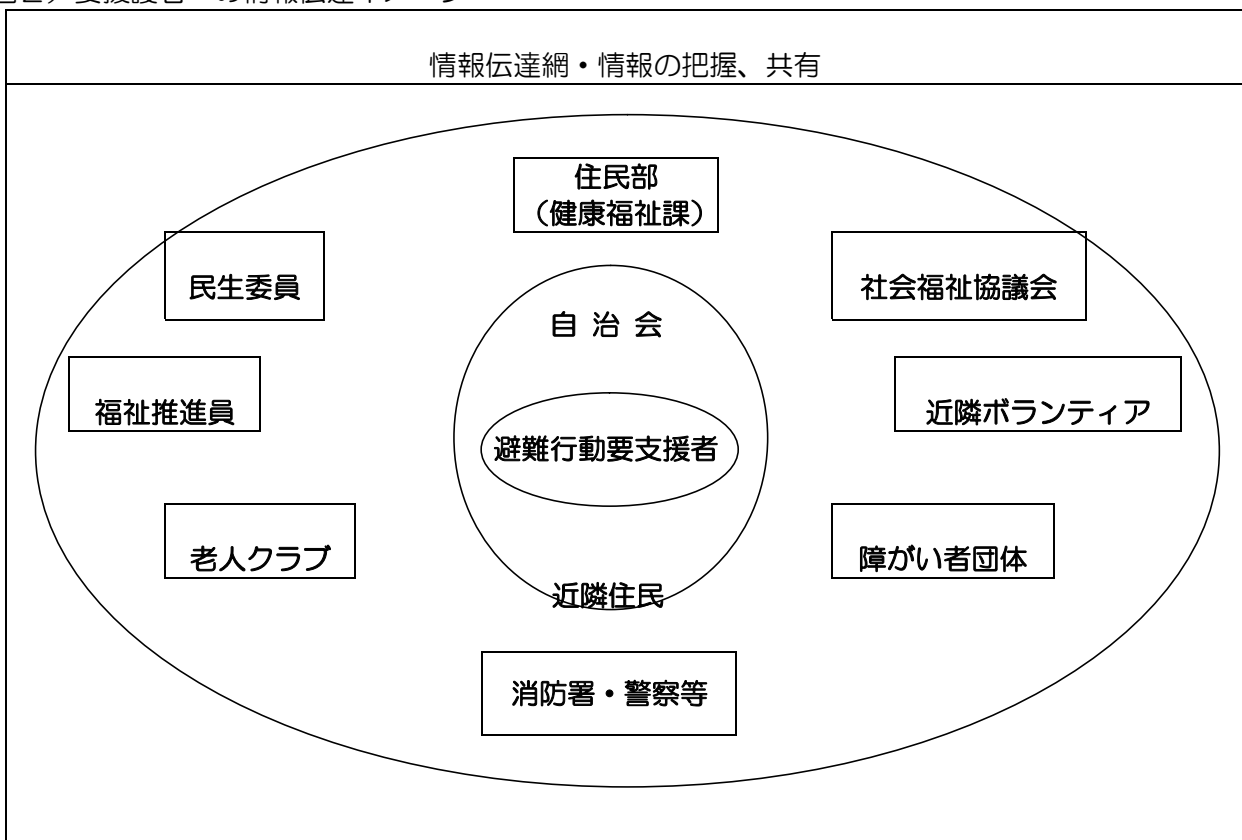
② 避難行動要支援者への情報伝達網の整備

避難行動要支援者に対する情報の伝達を迅速かつ円滑に行うため、住民部（健康福祉課）を中心とした横断的な組織体制を確立し、平常時から自治会（自主防災組織）、民生委員、社会福祉協議会、福祉推進員、近隣ボランティア、老人クラブ、障がい者団体等と連携をとり、それぞれの地域ごとに避難行動要支援者に配慮した緊急連絡体制の整備に努める。

③ 避難行動要支援者情報の把握、共有及び活用

避難行動要支援者情報の収集方法を確立し、あわせて関係機関及び組織との間で情報が共有できる体制を整備し、災害時において避難行動要支援者情報が活用できるよう努める。

図2) 要援護者への情報伝達イメージ



④情報手段の確保

要配慮者に応じた情報伝達手段を確保するとともに、段階的に要配慮者への戸別受信機の設置を図り、あわせて携帯電話などを活用した双方向の情報受信・発信システムの整備に努める。

なお、要配慮者が居住する近隣協力員等による情報伝達手段を確立するため、平常時における伝達訓練等の実施を図る。

表8) 要配慮者区分ごとの情報伝達方法

伝 達 者	
自治会長（自主防災組織代表者）、近隣住民、民生委員、社会福祉協議会、福祉推進員、近隣ボランティア、住民部（健康福祉課）	
伝 達 先	伝 達 方 法
(要配慮者)	
<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者事前登録者	・電話、ファクシミリ (自治会長等への要請)
<input type="checkbox"/> 高齢者（65歳以上のひとり暮らし）	・緊急通報システム
<input type="checkbox"/> 視覚障がい	・電話 ・口頭 ・点字による情報提供
<input type="checkbox"/> 聴覚障がい	・ファクシミリ ・絵や文字の組み合わせによる説明 ・手話通訳（要約筆記） ・掲示板 ・メール
<input type="checkbox"/> 知的障がい者 <input type="checkbox"/> 精神障がい者	・口頭（具体的にわかりやすく） ・絵や文字の組み合わせによる説明 ※介護責任者の明確化
<input type="checkbox"/> 避難行動が特に困難 <input type="checkbox"/> 情報が理解できない	・個別訪問による伝達を原則とする (家族等に支援要請)
<input type="checkbox"/> 外国人	・多言語による避難情報の提供 ・絵や文字の組み合わせによる説明 ・多言語による会話可能な人の配置
<input type="checkbox"/> 施設入所者	・施設管理者へ

3) 避難指示等の伝達内容の例

●【警戒レベル 3】高齢者等避難の伝達文（例）

〈日本語〉
こちらは、垂井町災害対策本部です。ただ今、〇〇（避難すべき事由）ため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に対し、警戒レベル 3 高齢者等避難情報を発令しました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇（避難場所の施設名）へ避難してください。その他の方は、避難の準備を始めてください。

－避難すべき事由（例）－

- ・ 〇〇川が増水しております。今後も水位の上昇が続く場合、〇〇川があふれるおそれがある
- ・ 大雨の影響により、〇〇地区で土砂災害の危険がある
- ・ 近隣（〇〇地区）で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り）が発生した
- ・ 大雨警報が発表された

〈英語・ポルトガル語・中国語〉

●【警戒レベル 4】避難指示の伝達文（例）

〈日本語〉
こちらは、垂井町災害対策本部です。ただ今、〇〇（避難すべき事由）ため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に対し、警戒レベル 4 避難指示を発令しました。直ちに〇〇（避難場所の施設名）へ避難してください。なお、（〇〇付近は冠水により通行ができない・山沿いや急傾斜地では土砂災害の危険がある）ので十分注意して避難してください。
また、避難の際は、できるだけ近所の方にも声をかけてください。

－避難すべき事由（例）－

- ・ 〇〇川が増水しており、（〇〇時間後には）危険水位に達するおそれがある
- ・ 〇〇地区の浸水が拡大している
- ・ 大雨の影響により、〇〇地区では土砂災害の危険性が高まっている
- ・ 近隣（〇〇地区）で土砂災害前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等に亀裂）が確認された

〈英語・ポルトガル語・中国語〉

●【警戒レベル 5】緊急安全確保の伝達文（例）

〈日本語〉
緊急放送、緊急放送。こちらは、垂井町災害対策本部です。〇〇時〇〇分、〇〇地区に対し、警戒レベル 5 緊急安全確保を発令しました。大変危険な状態です。
命を守る最善の行動をとってください。

〈英語・ポルトガル語・中国語〉

第2編 土砂災害

土砂災害とは、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象）、急傾斜地の崩壊（傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象）または、地すべり（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って異動する自然現象）を発生原因として町民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

垂井町においては、土石流及び急傾斜地の崩壊による土砂災害に対して警戒する必要がある、原因となる自然現象とその被害が影響する区間・箇所等の範囲については、平成20年2月に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」）に基づく土砂災害警戒区域等の指定が実施されている。

1) 土砂災害警戒区域等の数

- ・土石流に起因する土砂災害警戒区域 38箇所
（うち土砂災害特別警戒区域 24箇所）
- ・急傾斜地の崩壊に起因する土砂災害警戒区域等 45箇所
（うち土砂災害特別警戒区域 44箇所）

※ 土砂災害警戒区域一覧表は、別紙のとおり。別表1

2) 土砂災害に対して警戒すべき箇所の分布

- ・町の北部には、土石流危険溪流及び急傾斜地崩壊危険箇所が多く点在している。
このうち梅谷地区の西谷では、平成20年9月2日～3日の局地的豪雨により土砂流が発生し、発生した土砂が下流の西谷川を埋そくさせ浸水被害となった。
- ・町の南西部山沿いには、土石流危険溪流が多い。
- ・過去に発生した災害として、平成2年の市之尾地区、平成14年の岩手、市之尾地区でのがけ崩れがある。

3) 土砂災害の発生しやすい気象条件

- ・過去の災害実績から定められた土砂災害発生危険基準線（CL）を基に、これを超過する60分積算雨量及び土壌雨量指数となったとき土砂災害が発生しやすい気象条件となる。



CL線の上や右側になると土砂災害が発生しやすい

図3) 土砂災害警戒判定図

【解説】

上図は、縦軸を短期降雨指標の60分間積算雨量、横軸を長期降雨指標の土壌雨量指数として、土壌中の水分量を評価し、土砂災害の起こりやすさを表している。

垂井町では、5 km四方格子が5つ該当し、それぞれの格子における土砂災害発生危険基準線（CL）は以下のとおり。

警戒情報ポータル

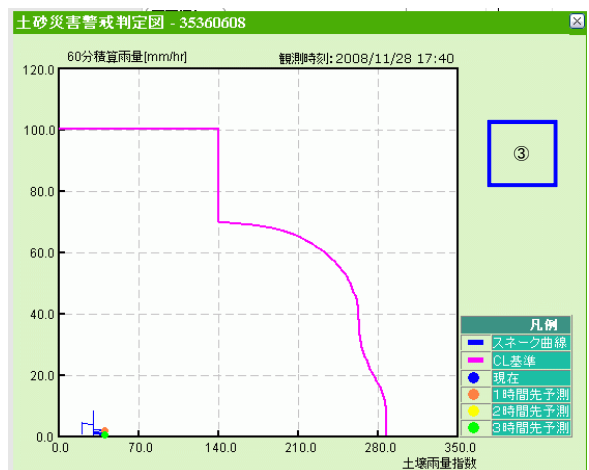
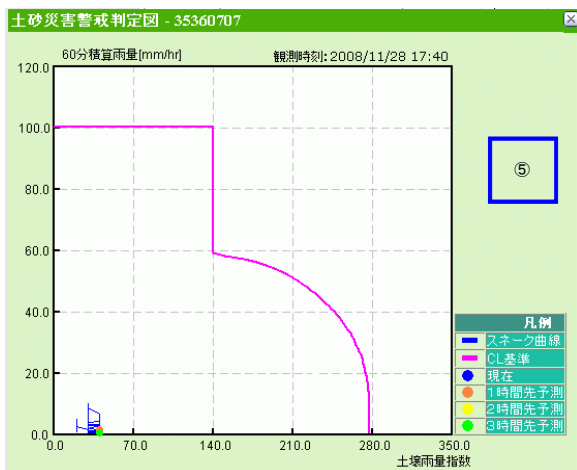
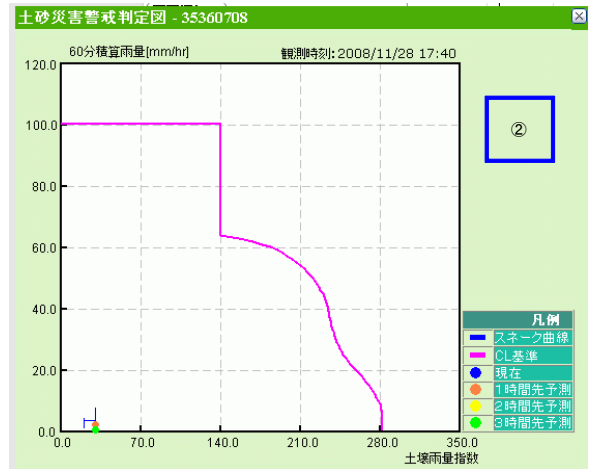
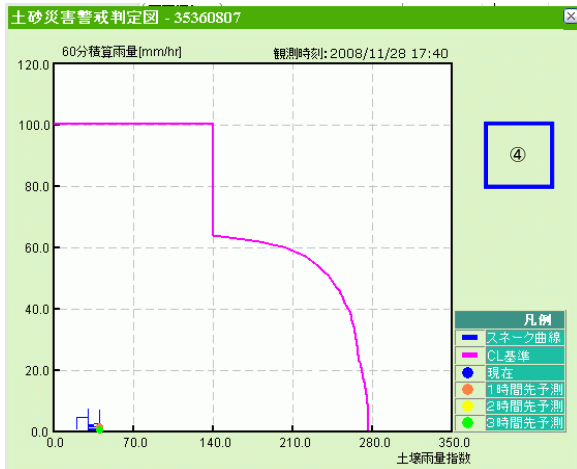
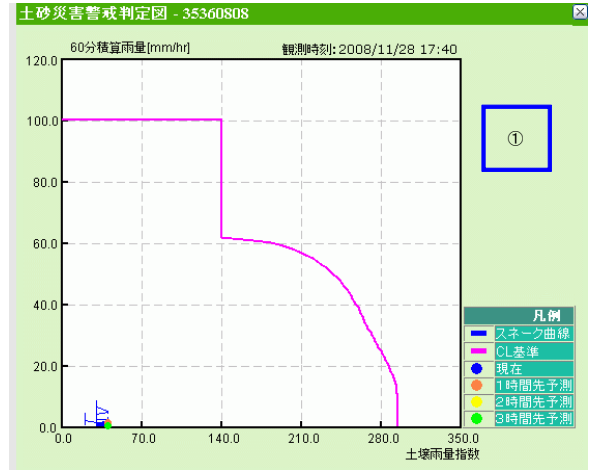
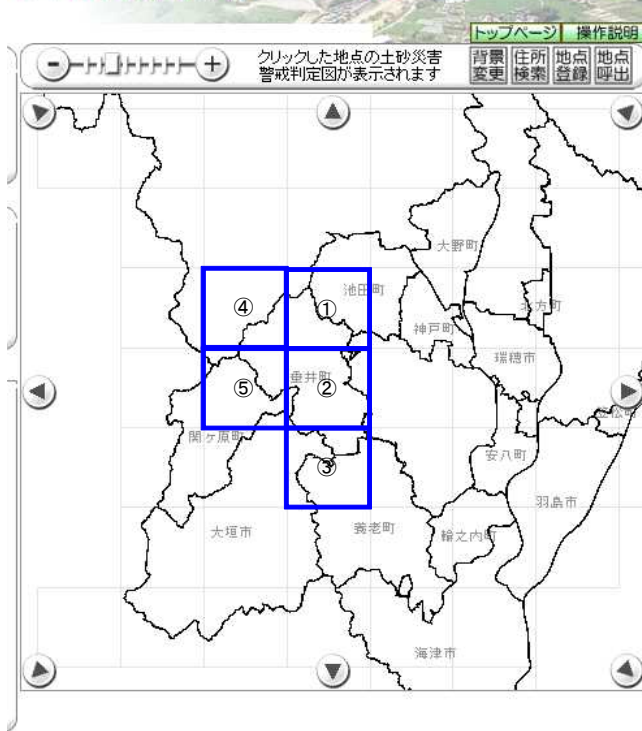


図4) 垂井町の各地点における土砂災害発生危険基準線（CL）のかたち

土砂災害に対して警戒すべき区間・箇所は、別添図面に示すとおり。別図-4

○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域

○土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域

2. 避難すべき区域

避難指示等の対象となる「避難すべき区域」は表9)のとおりであり、ぎふ土砂災害警戒情報ポータルにおける土砂災害の危険度を表した5 kmメッシュ及び1 kmメッシュを基に、区域の選定を行うこととする。(各メッシュの位置と対象とする地区は別紙のとおり。別図-5)

なお、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。(連絡先は資料1)連絡先一覧表「関係機関連絡先」参照)
- 「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。
- 「避難すべき区域」を特定する際に参考とした土砂災害警戒区域図等(別図-4)は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。
- 「避難すべき区域」を特定する際には、5 kmメッシュ・1 kmメッシュの周辺格子にも留意すること。

表9)避難すべき区域分け

避難区域 (地区名)	避難指示等の 発令単位(自 治会名)	対象地区(土砂災害警戒区域)		備 考
		※下線:重複箇所		
		災害の様相:土石流	災害の様相:急傾斜地崩壊	
垂井地区	日守	日守川	無し	
宮代地区	中屋敷	山田川	無し	
	最横	山田川	無し	
	大峯	御前谷川	峯	
	横瀬古	御前谷川、百合戸	無し	
	谷中	御前谷川、百合戸	無し	
	南森下	百合戸	無し	
	境野	境野川、へび谷	無し	
	栗原地区	境野	境野川	無し
府中地区	府中第1	無し	岡田	
	市之尾	無し	市之尾1	
	梅谷	中谷川、裏谷川、西谷川	梅谷1、梅谷2、南之谷	
	敷原	寺川、新道、東谷川、敷原谷	西屋敷、敷原1	
	東大滝	無し	東谷1、東谷2	
	大滝	無し	上之海道	
岩手地区	菩提田町	久保川、菩提田谷、	菩提1、菩提2	
	宮之前	ハジカミ川、コユリ谷	宮之前1、宮之前2	
	谷	四ムネ谷、ミョウジョウ谷、堂谷、空気谷、栃谷、サンマイ谷、船ヶ谷	西福、東山1、東山2、谷1、谷2、堂谷	
	伊吹	無し	宮ノ崎	
	西大石	西脇川、西山川、桜谷	宮之前1、西大石、西脇1、西脇2、西脇3	
避難対象外地区				
垂井地区	東神田	無し	無し	
	楠田	無し	無し	
表佐地区	全地区	無し	無し	
東地区	全地区	無し	無し	
府中地区	清水	無し	無し	
	新井	無し	無し	
	南新井	無し	無し	

3. 地域の情報収集方法

第1編水害編の3. を参照のこと。

4. 避難指示等の発令の判断基準

避難指示等の発令の判断基準は表10のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- 土砂災害の前兆現象に関する情報等、巡視や通報等により得られた現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨域等関係機関と連絡を密にして情報収集に努めること。
- 収集した情報については、関係機関等との間で相互に情報交換し、情報の共有を図ること。なお、連絡先は資料1 連絡先一覧表「関係機関連絡先」参照。
- 土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。技術的に予測が困難である災害は、発表対象とはしていない。また、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意すること。
- 避難指示等の発表を行う地域等の判断にあたっては、県の砂防課で提供している補足情報（ぎふ土砂災害警戒情報ポータル）を参考とすること。
ぎふ土砂災害警戒情報ポータル <http://alert.sabo.pref.gifu.lg.jp>
- 避難指示等の発令に先立ち、住民が安全に避難できる状態であるかどうかを十分に確認すること。
- 土砂災害警戒区域ごとに、「土砂災害ハザードマップ」を作成し、住民が避難をする上で必要となる情報を取りまとめておくこと。
- 町が指定する避難所がない区域では、各区域ごとに安全な土地に位置する個人住宅等を、あらかじめ避難場所と定めハザードマップ等に明記して住民に周知しておくものとする。

避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測、現地状況等を含めて総合的に判断して発令する。

表 10) 避難指示等の判断基準

区 域	安全な避難所等※)が近くにある区域
対象地区	避難すべき区域の全部 ※避難所は町が指定する施設等とする。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	①～③のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難情報を発令するものとする。 ①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 ②大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ③強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	①～④のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 ①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化、山鳴り、流木等）が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	大雨特別警報（土砂災害）が発令された場合

※) 安全な避難所等とは、イエロー・レッドゾーンに位置しない避難所又は避難所となりうる個人住宅等

情報の共有先

○岐阜地方気象台

○岐阜県砂防課

○岐阜県大垣土木事務所

※ 連絡先は資料1)連絡先一覧表「関係機関連絡先」参照

5. 避難指示等の伝達方法

第1編水害編の5. を参照のこと。

なお、伝達文例は以下を参考とする。

ア 大雨警報（土砂災害）発表

こちらは、垂井町（災害対策本部）です。○日○時○分に垂井町に大雨警報（土砂災害）が発表されました。

イ 土砂災害警戒情報の発表

こちらは、垂井町災害対策本部です。○日○時○分に垂井町に土砂災害警戒情報が発表されました。

ウ 【警戒レベル3】高齢者等避難情報

こちらは、垂井町災害対策本部です。○日○時○分に○○地区（、△△地区・・・及び□□地区）に対して警戒レベル3 高齢者等避難情報を発令しました。今後、（X時間後には）土砂災害の危険度が非常に高くなることが予想されています。非常持ち出し品などを準備して避難ができる体制をとってください。また、避難に時間がかかる方は自主避難をしてください。

エ 【警戒レベル4】避難指示

こちらは、垂井町災害対策本部です。○日○時○分に、○○地区（、△△地区・・・及び□□地区）に警戒レベル4 避難指示を発令しました。今後、（X時間後には）土砂災害の危険度が非常に高くなることが予想されています。近隣の方と声をかけあって速やかに避難をしてください。また、避難される際に危険と思われる場所へは決して近づかないでください。

オ 【警戒レベル5】緊急安全確保

こちらは、垂井町災害対策本部です。○日○時○分○○地区（、△△地区・・・及び□□地区）に警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。命を守る最善の行動をとってください。

資料1 連絡先一覧表

■ 自主防災組織連絡表（令和3年5月現在） 100組織 124/134自治会

地区名	チェック	自治会名	隊長（会長）	TEL	備考
垂井地区 (35/36自治会)	<input type="checkbox"/>	1 日守			
	<input type="checkbox"/>	2 野田			
	<input type="checkbox"/>	3 戸海			
	<input type="checkbox"/>	4 金福地			
	<input type="checkbox"/>	5 松島			
	<input type="checkbox"/>	6 前川			
	<input type="checkbox"/>	7 本町			
	<input type="checkbox"/>	8 宮町			
	<input type="checkbox"/>	9 中央			
	<input type="checkbox"/>	10 三友			
	<input type="checkbox"/>	11 泉			
	<input type="checkbox"/>	12 末広			
	<input type="checkbox"/>	13 幸和			
	<input type="checkbox"/>	14 相生			
	<input type="checkbox"/>	15 神田一			
	<input type="checkbox"/>	16 神田二			
	<input type="checkbox"/>	17 神田三			
	<input type="checkbox"/>	18 神田四			
	<input type="checkbox"/>	19 御所			
	<input type="checkbox"/>	20 一心会			
	<input type="checkbox"/>	21 共栄			
	<input type="checkbox"/>	22 三和			
	<input type="checkbox"/>	23 神矢			
	<input type="checkbox"/>	24 旭西			
	<input type="checkbox"/>	25 旭東			
	<input type="checkbox"/>	26 栄			
	<input type="checkbox"/>	27 駅前			
	<input type="checkbox"/>	28 駅新			
	<input type="checkbox"/>	29 石橋			
	<input type="checkbox"/>	30 東1			
	<input type="checkbox"/>	31 東2の1			
	<input type="checkbox"/>	32 東2の2			
	<input type="checkbox"/>	33 東3			
	<input type="checkbox"/>	34 笹原			
	<input type="checkbox"/>	35 永長			
	<input type="checkbox"/>	36 葉生			
東地区 (17/21自治会)	<input type="checkbox"/>	37 綾戸1号			
	<input type="checkbox"/>	38 綾戸2号			
	<input type="checkbox"/>	39 綾戸3号			
	<input type="checkbox"/>	40 綾戸4号			
	<input type="checkbox"/>	41 綾戸5号東			
	<input type="checkbox"/>	42 綾戸5号西			
	<input type="checkbox"/>	43 綾戸6号			
	<input type="checkbox"/>	44 綾戸7号			
	<input type="checkbox"/>	45 綾戸8号			
	<input type="checkbox"/>	46 綾戸9号			
	<input type="checkbox"/>	47 綾戸10号			
	<input type="checkbox"/>	48 駒引			
	<input type="checkbox"/>	49 ユニチカ西			
	<input type="checkbox"/>	50 ビレッジハウス			
	<input type="checkbox"/>	51 東駒引			
	<input type="checkbox"/>	52 ユニチカ前			
	<input type="checkbox"/>	53 工ががの			
<input type="checkbox"/>	54 不破中前				
<input type="checkbox"/>	55 平尾第1				
<input type="checkbox"/>	56 平尾第2				
<input type="checkbox"/>	57 平尾第3				
宮代地区 (18/20自治会)	<input type="checkbox"/>	58 朝倉			
	<input type="checkbox"/>	59 北野			
	<input type="checkbox"/>	60 庄司川			
	<input type="checkbox"/>	61 宮処			

	<input type="checkbox"/>	62	神明			
	<input type="checkbox"/>	63	市場			
	<input type="checkbox"/>	64	城屋敷			
	<input type="checkbox"/>	65	中屋敷			
	<input type="checkbox"/>	66	最横			
	<input type="checkbox"/>	67	谷川			
	<input type="checkbox"/>	68	豎瀬古			
	<input type="checkbox"/>	69	大峯			
	<input type="checkbox"/>	70	横瀬古			
	<input type="checkbox"/>	71	西沢			
	<input type="checkbox"/>	72	谷中			
	<input type="checkbox"/>	73	南森下			
	<input type="checkbox"/>	74	境野			
	<input type="checkbox"/>	75	県営住宅			
	<input type="checkbox"/>	76	東森下			
	<input type="checkbox"/>	77	リングローズ			
表佐地区 (18/18自治会)	<input type="checkbox"/>	78	込の宮			
	<input type="checkbox"/>	79	習北			
	<input type="checkbox"/>	80	習中			
	<input type="checkbox"/>	81	習南			
	<input type="checkbox"/>	82	福寿			
	<input type="checkbox"/>	83	共栄			
	<input type="checkbox"/>	84	大興			
	<input type="checkbox"/>	85	三共			
	<input type="checkbox"/>	86	大門			
	<input type="checkbox"/>	87	勝一色			
	<input type="checkbox"/>	88	親和			
	<input type="checkbox"/>	89	在原			
	<input type="checkbox"/>	90	若宮			
	<input type="checkbox"/>	91	天王			
	<input type="checkbox"/>	92	東和			
	<input type="checkbox"/>	93	昭和			
	<input type="checkbox"/>	94	朝日			
	<input type="checkbox"/>	95	新町			
栗原地区 (11/11自治会)	<input type="checkbox"/>	96	境野			
	<input type="checkbox"/>	97	西瀬古			
	<input type="checkbox"/>	98	北瀬古			
	<input type="checkbox"/>	99	中瀬古			
	<input type="checkbox"/>	100	東瀬古			
	<input type="checkbox"/>	101	南瀬古			
	<input type="checkbox"/>	102	田中			
	<input type="checkbox"/>	103	勝杭			
	<input type="checkbox"/>	104	勝田			
	<input type="checkbox"/>	105	幸瀬古			
	<input type="checkbox"/>	106	寿瀬古			
府中地区 (14/17自治会)	<input type="checkbox"/>	107	府中第1			
	<input type="checkbox"/>	108	府中第2			
	<input type="checkbox"/>	109	府中第3			
	<input type="checkbox"/>	110	府中第4			
	<input type="checkbox"/>	111	府中第5			
	<input type="checkbox"/>	112	府中第6			
	<input type="checkbox"/>	113	府中第7			
	<input type="checkbox"/>	114	北清水			
	<input type="checkbox"/>	115	南清水			
	<input type="checkbox"/>	116	市之尾			
	<input type="checkbox"/>	117	梅谷			
	<input type="checkbox"/>	118	敷原			
	<input type="checkbox"/>	119	東大滝			
	<input type="checkbox"/>	120	大滝			
	<input type="checkbox"/>	121	新井			
	<input type="checkbox"/>	122	高瀬ヶ丘			
岩手地区 (13/13自治会)	<input type="checkbox"/>	123	菩提田町			
	<input type="checkbox"/>	124	川原			
	<input type="checkbox"/>	125	長畑			
	<input type="checkbox"/>	126	南長畑			
	<input type="checkbox"/>	127	五明			

	<input type="checkbox"/>	128	下町			
	<input type="checkbox"/>	129	漆原			
	<input type="checkbox"/>	130	南漆原			
	<input type="checkbox"/>	131	宮之前			
	<input type="checkbox"/>	132	谷			
	<input type="checkbox"/>	133	伊吹			
	<input type="checkbox"/>	134	大石			

※ 備考欄 ○は自主防災組織設置自治会（氏名は、複数の自治会が共同で設置した防災組織の代表者氏名）

■民生委員連絡表
今後整理

■福祉推進員連絡表
今後整理

■近隣ボランティア連絡表
今後整理

■ 関係機関連絡先

機 関 名	電話番号	無線電話	FAX 番号	
木曾川上流 河川事務所	(災害対策 支部設置前) 防災情報課	058-251-4265		058-251-6594
	(災害対策 支部設置後) 流水管理セ ンター	058-251-3235		058-251-4404
岐阜地方気象台	技術課	058-271-4107		
	防災業務課	058-271-4108		058-271-4102
岐阜県庁	防災課	058-272-1111 (内)2746 058-272-1125	7-(3)-400- 2 -内線 ()は衛星系	058-271-4119
	河川課	(内)3727 058-272-8585		058-278-2753
	砂防課	(内)3742 058-272-8621		058-278-2755
岐阜県 西濃県事務所	防災振興課	0584-73-1111 (内)206~8	7-(3)-430- 2-206~8	0584-74-9428
岐阜県 大垣土木事務所	施設管理課	0584-73-1111 (内)349	7-(3)-430- 2-349	0584-82-4960
不破消防組合	指令室	0584-23-2030	7-(3)-445- 711	0584-22-1914
垂井警察署	警備課	0584-22-0110		0584-22-2914
陸上自衛隊 第35普通科連隊	第3科	052-791-2191 (内)461	7-651-711	052-791-2191 (内)411
垂井郵便局		0584-22-0137		
西日本電信電話(株) 岐阜支店	災害対策室	058-214-8417		
中部電力 パワーグリッド(株) 大垣営業所		0120-985-920		
東海旅客鉄道(株) 大垣駅		0584-73-8216		
不破郡医師会		0584-23-3208		0584-23-3208
(一社)県歯科医師会 支部大垣歯科医師会		0584-81-6540		0584-81-8989
(一社)大垣薬剤師会		0584-78-6666		0584-78-6617
日本赤十字社岐阜県 支部垂井分区		0584-23-3335		0584-22-2714
町社会福祉協議会		0584-23-3335		0584-22-2714

■報道機関連絡先

機 関 名		電話番号
日本放送協会	岐阜放送局（代表）	058-264-4611
岐阜放送	本社代表	058-264-1181
東海テレビ放送	岐阜支局（報道）	058-264-0798
中部日本放送	岐阜支社（代表）	058-265-3131
名古屋テレビ放送	岐阜支社（代表）	058-252-3116
中京テレビ放送	岐阜支局（報道）	058-263-2221
東海ラジオ放送	岐阜支局（代表）	058-263-1332
岐阜エフエム放送	本社代表	0584-83-0180
大垣ケーブルテレビ	本社代表	0584-82-1200